



農地の生物多様性の未来を決める 「食料・農業・農村基本計画」の重要性 計画に盛り込むべき事項、民間が果たす役割



NACS-J

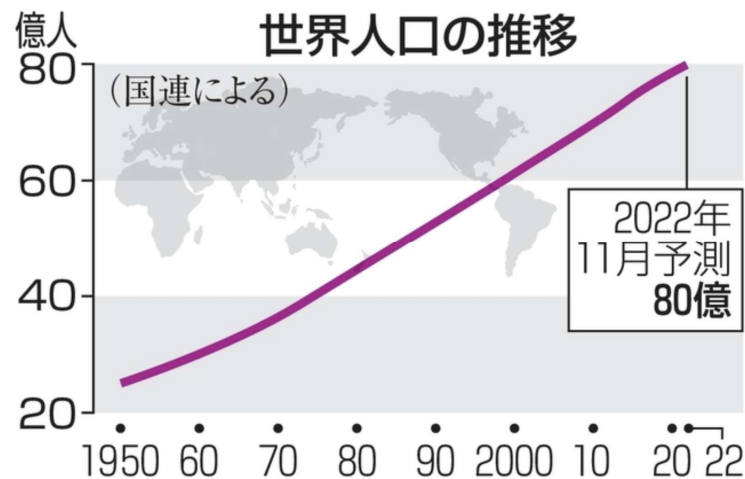
日本自然保護協会

公益財団法人 日本自然保護協会

藤田 卓

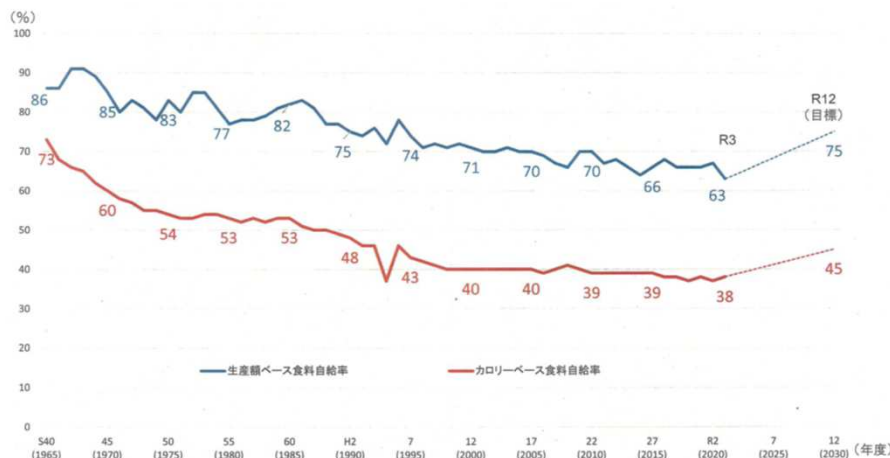


私たちの食を支える日本の農業の現状

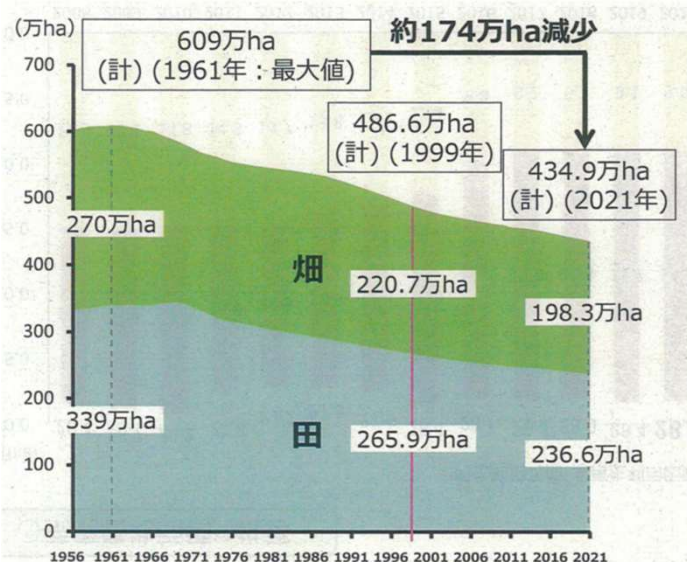


西日本新聞 <https://www.nishinippon.co.jp/image/526105/>

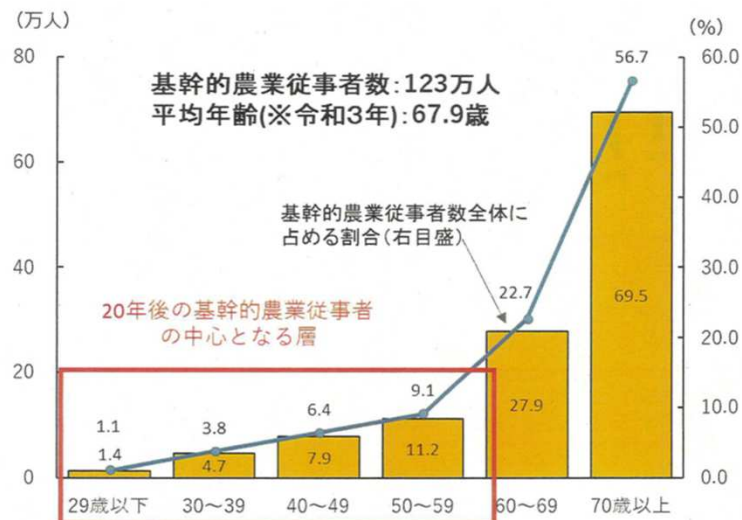
日本の食料自給率の推移



日本の農地面積の推移



日本の農業従事者の年齢構成 (令和4年)



農水省(2022)資料3:我が国の食料農業農村をとりまく状況の変化
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/attach/pdf/20220929-9.pdf>

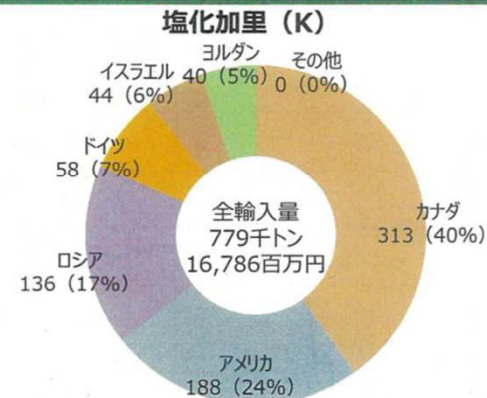
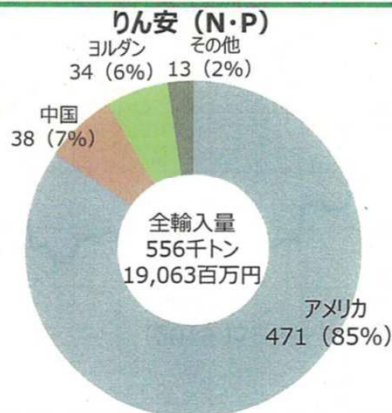
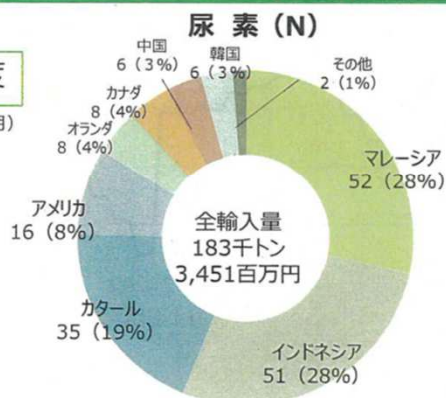
肥料原料の輸入状況（輸入量、輸入金額、輸入先国）

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (3) 輸出入関係

- 2020肥料年度の主な輸入先国は、尿素についてはマレーシア、中国、りん安については中国、塩化加里についてはカナダと特定の国への依存度が高まっている。
- こうした中、2021年秋以降、中国において肥料原料の輸出検査が厳格化され、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、モロッコ等からの協調買入を急遽要請。また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入していた塩化加里についても、ウクライナ侵略の影響によりカナダ等から必要量を確保。

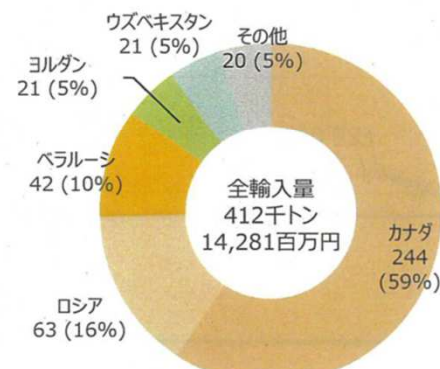
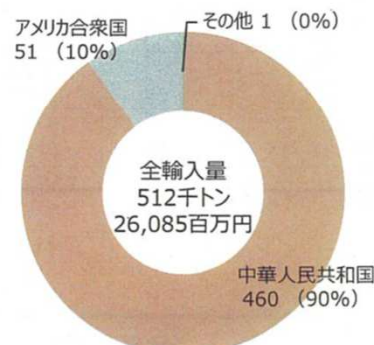
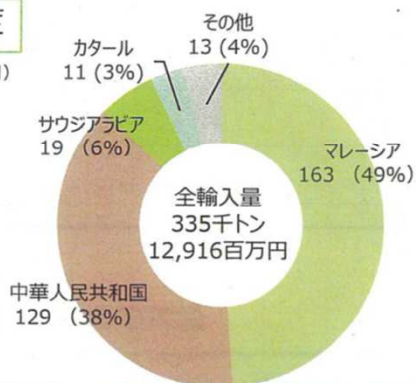
1998肥料年度

(1998年7月～1999年6月)



2020肥料年度

(2020年7月～2021年6月)



現在の対応状況

中国からの輸入が停滞
→ マレーシア等からの輸入が増加

中国からの輸入が停滞
→ モロッコ、ヨルダン等からの輸入が増加

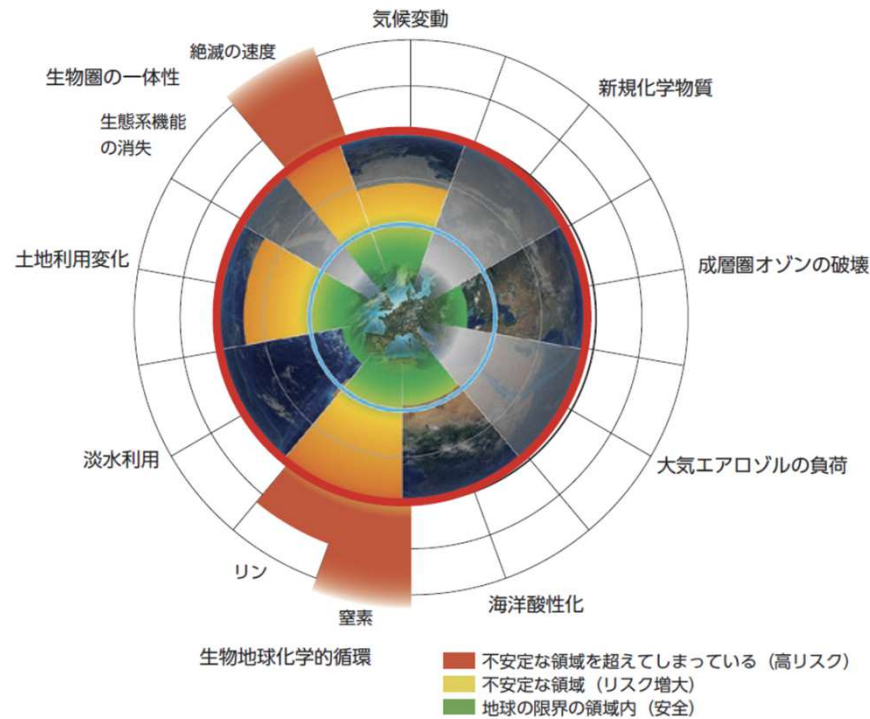
ロシア・ベラルーシからの輸入が停滞
→ カナダ等からの輸入が増加

資料：財務省「貿易統計」を基に作成

化学肥料のほとんどは輸入、有限の資源、特定の国に依存

肥料も考慮すると、食料の自給率≒0%！？

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）による地球の状態

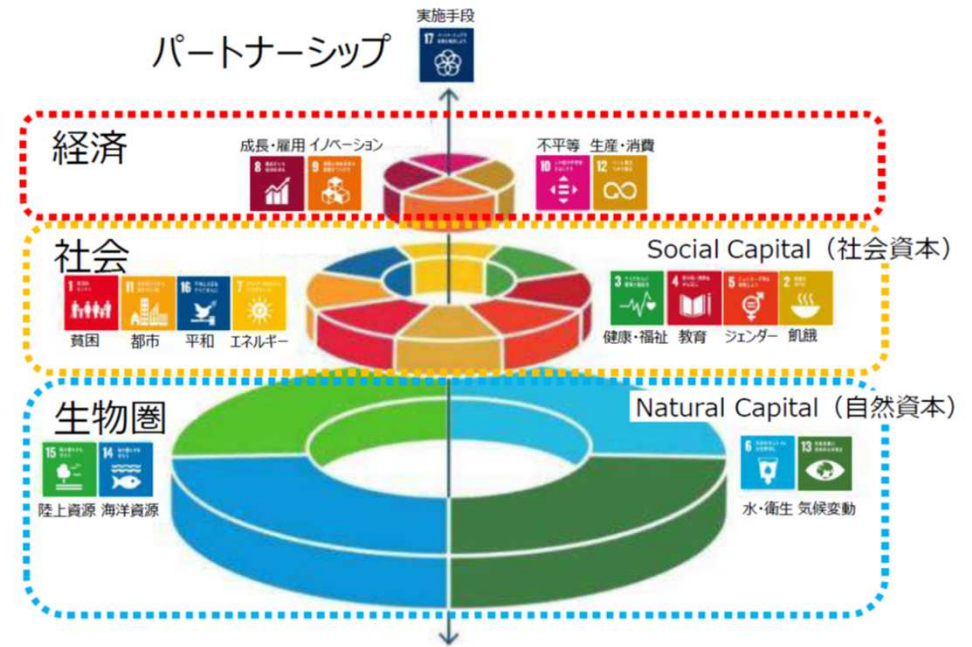


資料：Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

平成30年版 環境・循環型社会・生物多様性白書
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h30/pdf/full.pdf>

**高リスク→・リンと窒素循環・生物多様性
 ・地球レベルの課題=農業**

SDGsの目標間の関係



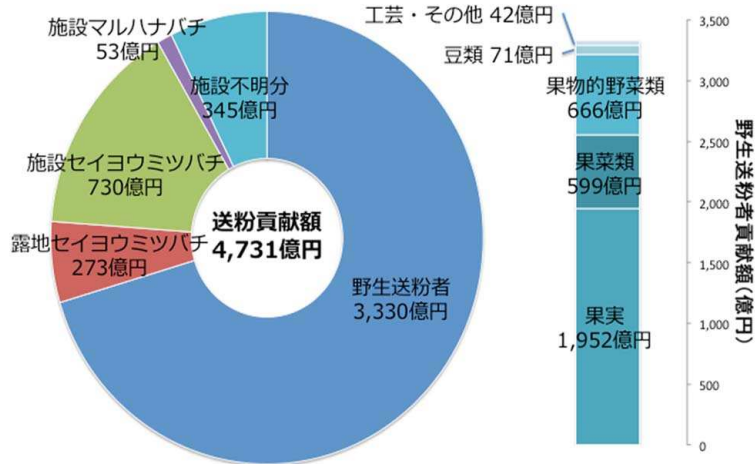
※自然資本（ナチュラキャピタル）：自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方。森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本のこと。



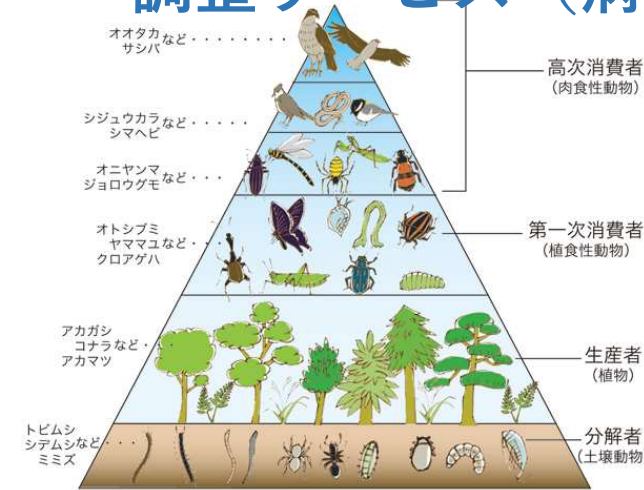
自然資源・生物多様性を活かした、持続可能な社会・農業への転換が必要

農地の生物多様性の役割

送粉サービス



調整サービス (病害虫を抑制)



- ・日本の農業産出額 (約5兆7,000億円) の8.3%の貢献 (小沼、大久保2016)
- ・野生種の貢献が大きい
- ・虫媒のソバ：周囲に森林等昆虫が多い畑ほど結実率が高い (Taki et. al 2010)

- ・天敵となる肉食性動物は、数多くの植食性動物 (害虫・**ただの虫**も含む) や植物、分解者など健全な生態系が必要
- ・農薬は害虫より天敵に悪影響がでやすい (生物濃縮・個体数少なく絶滅しやすい)

基盤サービス (有機物を分解、土壌を作り、植物へ養分を供給)

文化的サービス (景観、伝統文化、人の健康など)

生物多様性は「持続可能な農業」の基盤

化学肥料まで考えると食料自給率≒0%。

生物を活かした地域内の物質循環・コミュニティの復活が、食料安全保障・農村振興にも貢献

【参考】農地の生物多様性の危機

生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（環境省2021）

農地生態系における生物多様性の状態の評価

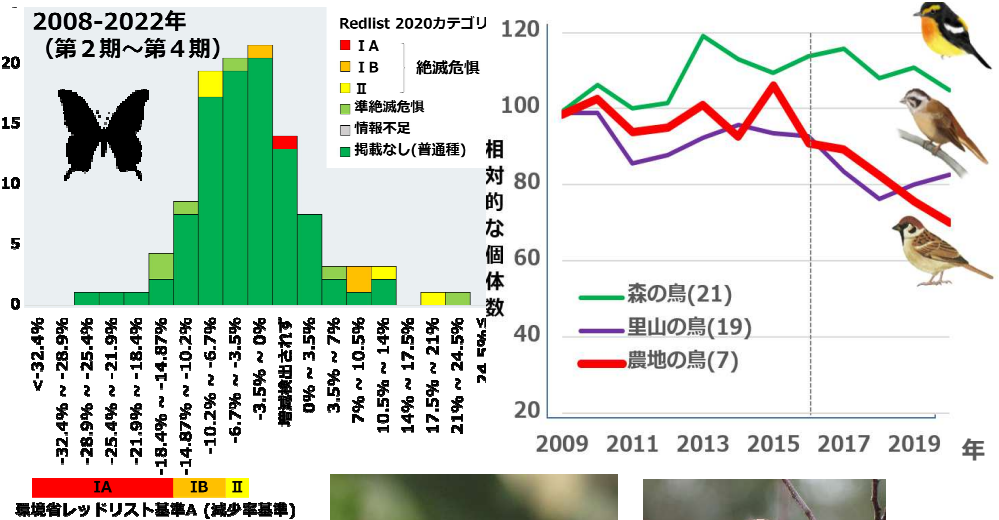
評価項目	長期的推移		評価時点での損失と傾向		
	過去50年～20年の間	過去20年～現在の間	JB0 (2010)	JB02 (2016)	JB03 (2021)
農地生態系の規模・質	↓	↓	↓	↓	↓
農地生態系に生息・生息する種の個体数・分布	↓	↓	↓	↓	↓
農作物・家畜の多様性	↓	→	↓	↓	→

損失の大きさ			
弱い	中程度	強い	非常に強い
□	■	■	■
状態の傾向			
回復	横ばい	損失	急速な損失
↗	→	↘	↓

注：上の表で矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

過去50年間、農地の生態系が急速な損失

モニタリングサイト1000里地調査2005-2022年度とりまとめ報告書（環境省2024）



撮影：岩田和鷹氏、石原隆志氏

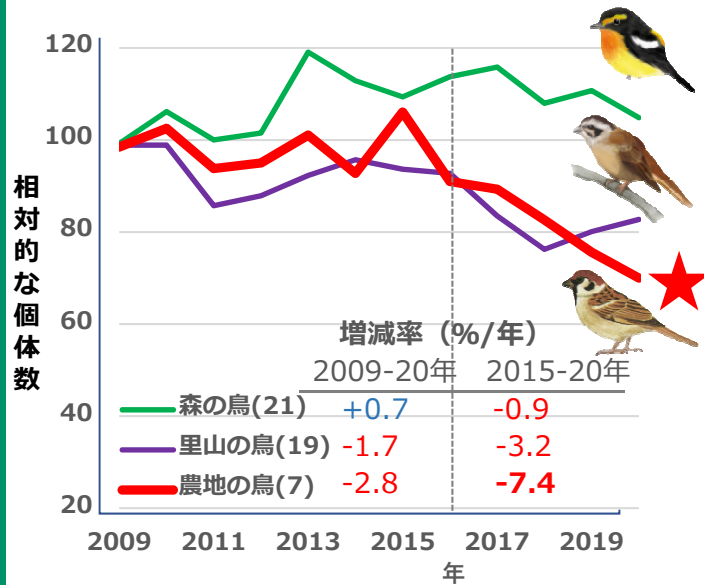
- 身近なチョウ類 33%、鳥類 15%の個体数が**急速に減少**（絶滅危惧種の判定基準に匹敵）
- 農地など開放地の鳥類・チョウ・植物が**共通して急減**
- 草原性の植物・鳥類・チョウ類の種数維持に**外部資金を獲得して実施する保全活動が有効**
- 18年間、325か所、5700名市民調査員のご協力の実現

持続可能な農業を支える基盤（生物多様性）が劣化

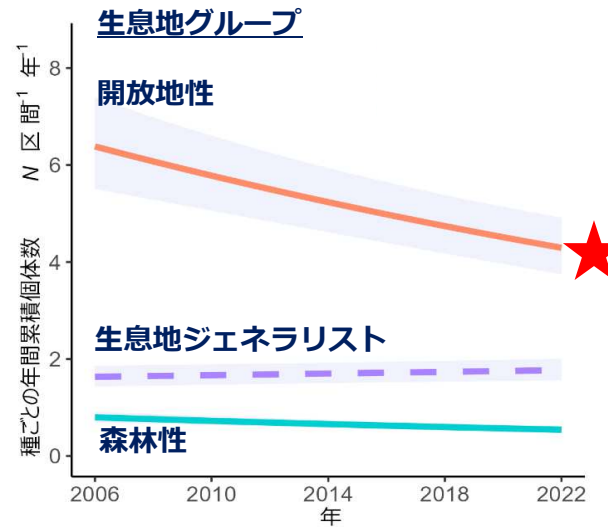
【参考】里地里山生態系の18年間の変化

- ・ 生息環境ごとの記録個体数・記録種数の経年変化

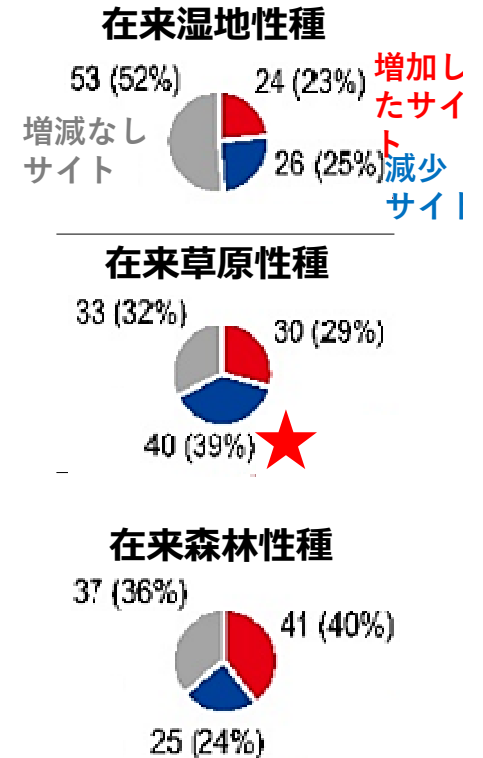
鳥類(記録個体数)



チョウ類(記録個体数)



植物 (記録種数)



農地・草地など開けた環境の普通種※の減少が顕著→3分類群共通
2015年以降農地に生息する鳥類 (スズメ・ヒバリなど) は、急速に減少

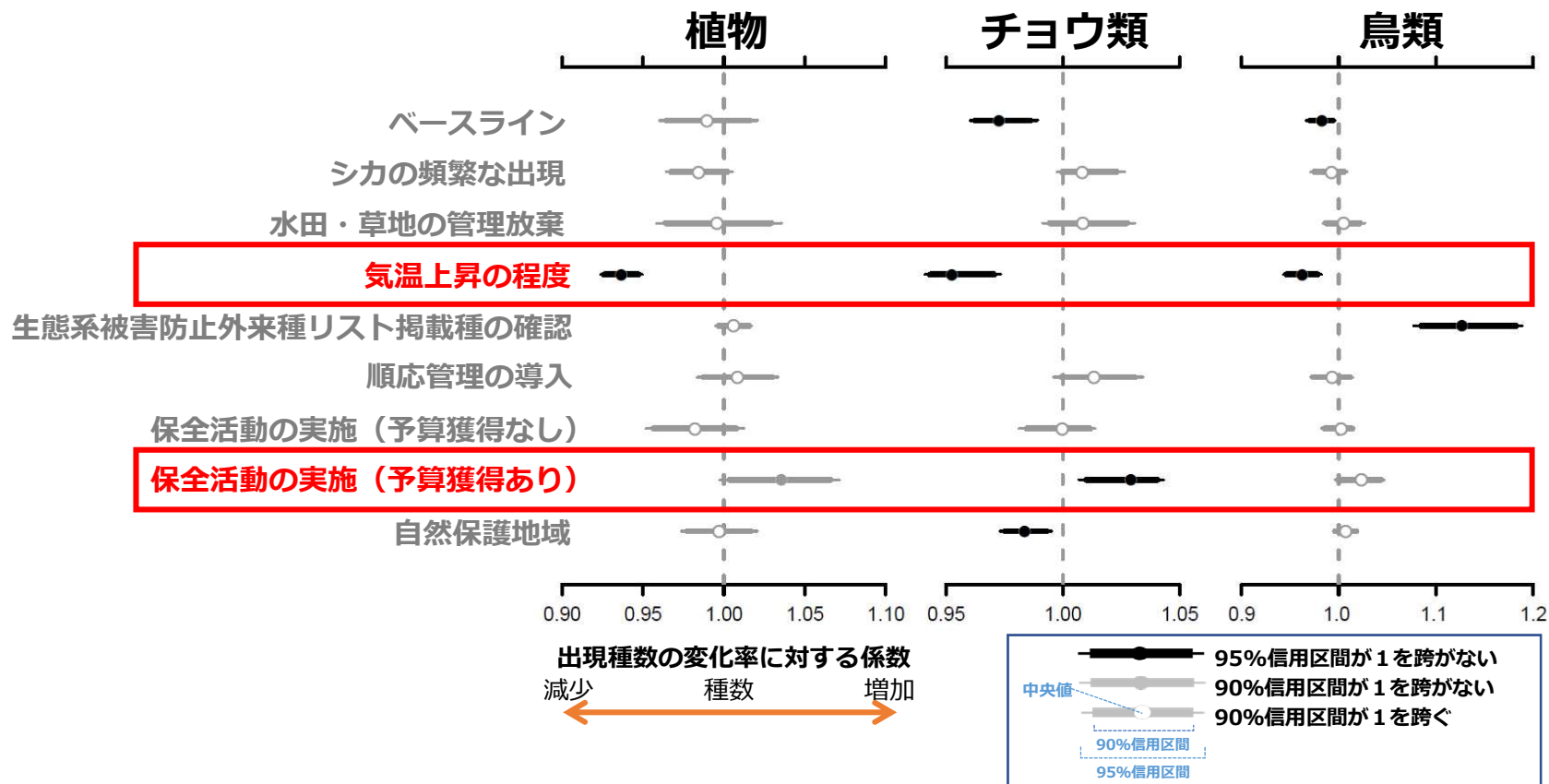
※上記の解析対象種は、出現頻度が低い種を除いた普通種

出典：資料2-1 モニタリングサイト1000里地調査2005-2022年度とりまとめ報告書概要 (スライド)

https://www.nacsj.or.jp/official/wp-content/uploads/2024/10/02_1_moni1000_2005_2022_report_summary_slides_ver.pdf

【参考】草原性の植物・チョウ類・鳥類の記録種数の増減に与える影響

～状態空間モデルに基づく、減少要因・管理効果の推定結果～



- ・ 気温上昇の影響が最も大きい効果 (高温ほど種数が低下)
- ・ 予算獲得を伴う保全活動の実施は正の影響
- ・ 草原性の植物・鳥類・チョウ類の種数を維持するために、外部資金の獲得または、獲得可能な体制が整っていることが重要

出典：資料2-1 モニタリングサイト1000里地調査2005-2022年度 とりまとめ報告書概要 (スライド)

https://www.nacsj.or.jp/official/wp-content/uploads/2024/10/02_1_moni1000_2005_2022_report_summary_slides_ver.pdf

農地の生物多様性の未来を決める 「食料・農業・農村基本法」 「基本計画」の重要性

食料・農業・農村基本法 と 基本計画 とは

■ 基本法とは？

農政の基本方針を定めた国の法律、「農業の憲法」とも呼ばれる
1999年の法改正で、4つの基本理念の1つに「**農業の有する多面的機能の発揮**
(生物多様性保全を含む)」が入った
= 農地の生物多様性の未来を決める大事な法律

■ 基本計画とは？

政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの、概ね5年ごとに変更する

■ 基本計画 見直しのスケジュール

2024年9月 食料・農業・農村基本計画 検討（企画部会）開始

10月-12月 分野ごとの課題整理（2週間に1回開催）

2025年1月上旬 116回 基本計画骨子案

1月中下旬 117回 基本計画文案？か

・

2月中 パブコメ？

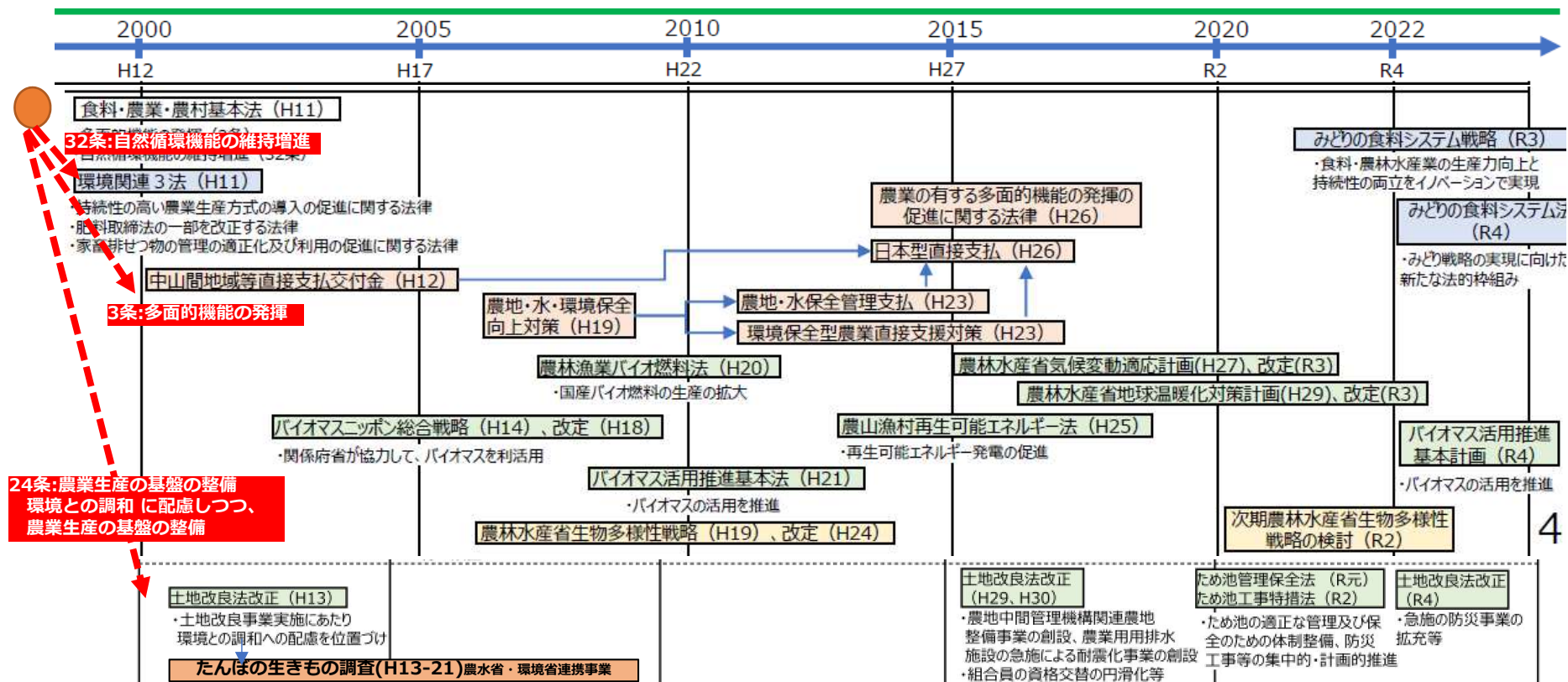
3月末 最終回 基本計画決定



大事な
山場

基本法・基本計画の重要性【過去】

「持続可能な農業」をとりまく国際動向と農林水産施策の変遷



25年前の基本法改正が起点となり、**重要な法制度が新設・改訂**
 (多面法・持続農業法の新設、土地改良法改正 (農地の全国モニタリング開始))

下記2つの資料に加筆

農林水産省. (2023). 資料3食料・農業・農村をめぐる情勢の変化(持続可能な農業の確立). 食料・農業・農村基本法検証部会第7回. <https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/attach/pdf/7siryo-9.pdf>

農林水産省. (2023). 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化(農村の振興). 基本法検証部会(令和5年1月27日)配付資料. <https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/attach/pdf/8siryo-18.pdf>

環境配慮の限界

1999年 基本法改正 第24条（農業生産の基盤の整備）に「環境との調和に配慮」追加
→2001年 土地改良法改正 第1条に「環境との調和に配慮」が追加



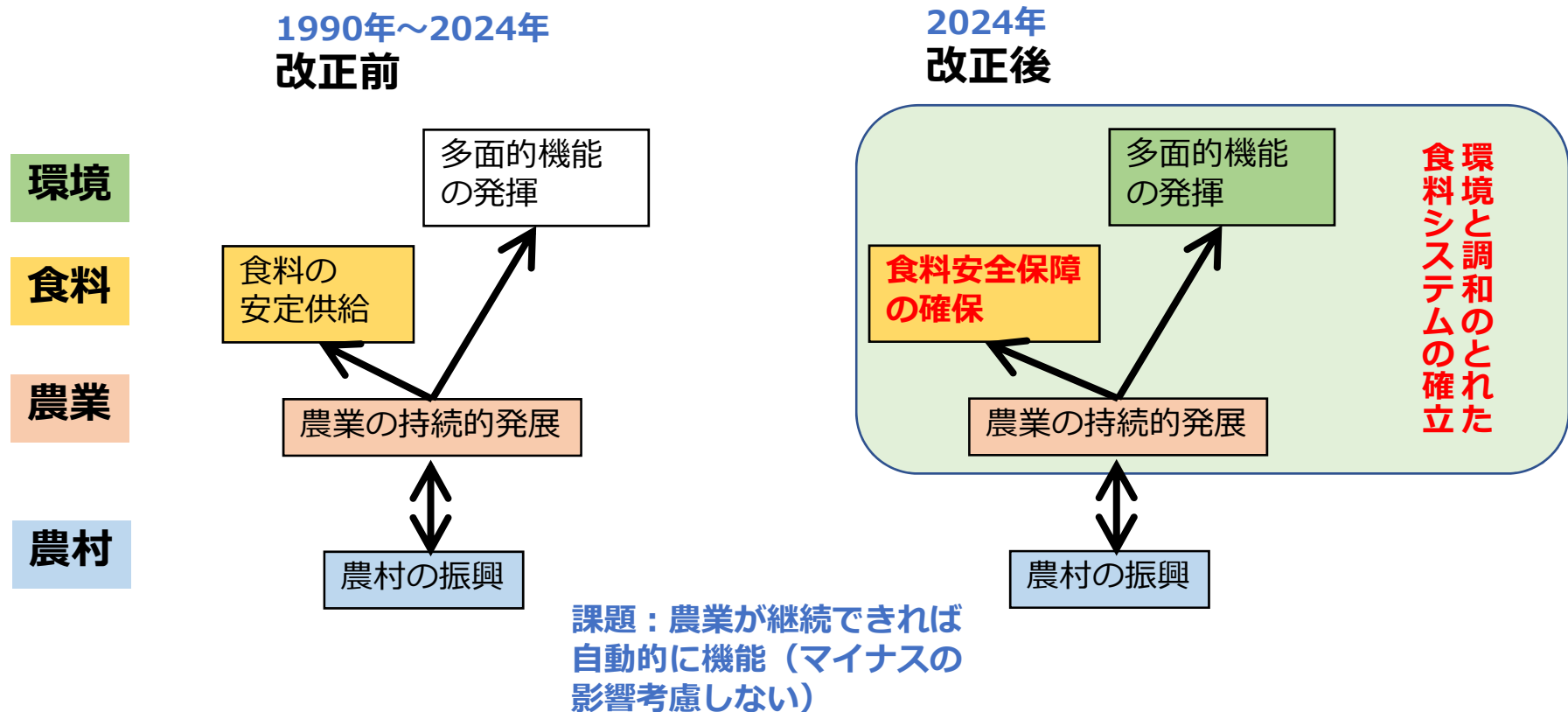
河川を直線へ、3面コンクリート
わずかな隙間に土と水草を植栽



環境配慮だけでは不十分

食料・農業・農村基本法 改正のポイント～成果と課題～

1. 基本理念の見直し（環境との調和が追加）



第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において**環境に負荷を与える側面**があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない

←農業の環境負荷を認め、その負荷低減を図ること 政策の柱に入れた

2. 環境負荷低減を農政全般で実施することを明記

第3条 食料システムについては、食料の供給の各段階において**環境に負荷を与える側面**があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない

第32条 国は、農業生産活動における**環境への負荷の低減**を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、**農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

【成果】

- ・ 食料システム全体で「環境への負荷」を認め（第3条）、その低減を図ることを法律全般に明記（第4,5,14,20,32,53条）した意義は大きい

【課題】

- ・ 条文には「生物多様性」が記載されず、対処すべき「環境負荷」の内容はあいまい。
- ・ **環境政策の目的・方向性を明示するはずの基本法**（対処すべき「環境への負荷」の**内容が不明**（第3条）なまま、**やることだけ明示する**（第32条）など アンバランス
- ・ **環境分野において、基本法の役割を果たしていない。**

NACCS] は「生物多様性の低下等」を条文に明記するよう提言、農水省や国会議員に働きかけた

「食料・農業・農村基本法」改正への提言 (NACSJ 2023/3/28)

1. 法律の目的に、「自然環境の保全」を位置づけ、農地の生物多様性の保全と持続的な農業を実現させる
2. 基本法の理念「多面的機能の発揮」の定義を見直す
3. 「多面的機能の発揮」の施策の方針を法律に追加する
4. 農地の生物多様性のモニタリングと評価の体制を整備する



3. [生物多様性]の位置づけ、付帯決議と国会答弁で確認

①国会答弁（5/23）

「環境の負荷」の具体的な内容に「生物多様性の低下」が含まれること確認された

（5/23参議院農林水産委員会 立憲民主党田名部議員の質問に対し、杉中総括審議官の答弁）

②参議院 附帯決議（令和6年5月28日）

・十一 農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、温室効果ガスの排出削減、**生物多様性の保全**、有機農業の推進等により、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ること。

生物多様性が条文に記載されなかった課題を補うが、十分ではない



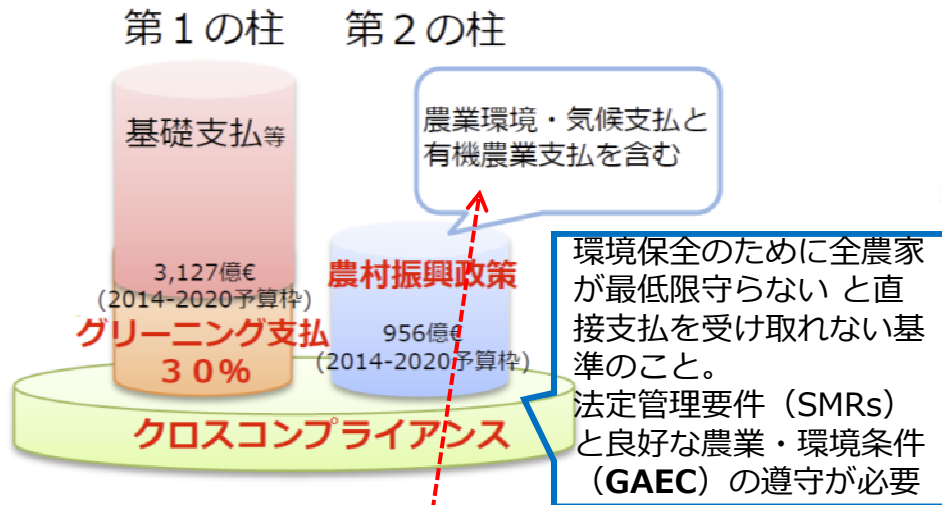
基本法はあくまで方向性を示すもの、

具体策は、基本法に基づく **5か年の具体的な計画（基本計画※）が重要**

※2025年3月決定

【提言】環境直接支払など、環境保全に貢献する農業への公的支援を大幅に拡充する

EUの共通農業政策

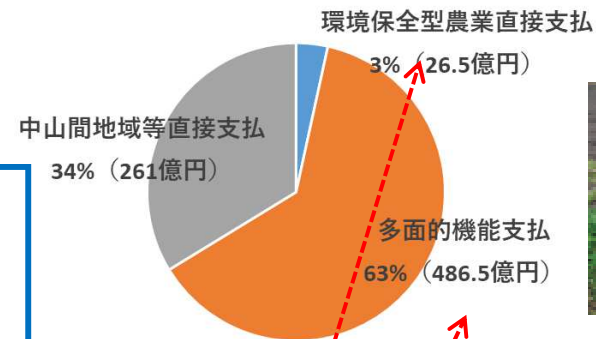


農林水産省. (2019). 海外における環境直接支払制度の現状～平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果2023年～制度変更により現状の制度とは異なる.

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/attach/pdf/itaku_30-2.pdf

日本：多面的機能発揮のための交付金（多面法）

多面法の令和5年予算（774億円）



- ・「多面的機能支払」は、農地維持活動が義務、多面的機能向上や環境配慮は義務ではない
- ・環境配慮なしのU字溝化等が多数実施
- 環境保全型工法など環境保全を義務化が必要

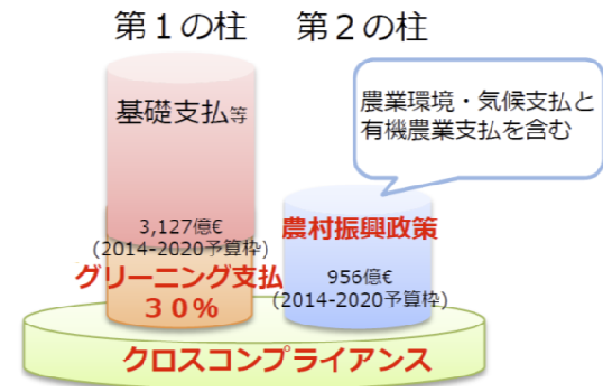
支援内容	EU	日本
農家への支援の受給条件（農家を実施すべき最低限の環境保全等の行為の義務化＝クロスコンプライアンス）	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全ての支援（直接支払）が対象。 ・遵守すべき具体的な数値基準あり、第三者の抜き打ち検査あり、違反の罰則あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどなし（農業環境規範：40事業（2014年時点）） ・遵守すべき具体的な数値基準なし（努力や検討のみ）、第三者の抜き打ち検査なし、違反の罰則なし
環境直接支払等、環境保全への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の支援（英国518百万ユーロ、ドイツ418百万ユーロなど※）、支援メニューも充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算が少なく、予算不足で支援できない場合もある（令和5年予算時点で26.5億円（多面法全体予算の3.4%））

環境保全を目的とした支払制度EUと日本の比較

- EUの環境保全を目的とした支払※1予算額(2020年)は日本※2の**17.8-40倍**
 - 耕地面積は、日本よりEU各国の方が大きい（日本の3.8-6.5倍）ものの、上記の支払制度以外で環境保全活動が義務化された支援があり、日本よりEUの方が圧倒的に充実している※3。
 - 上記を踏まえると、**日本の環境直接支払交付金はEU各国と比べて圧倒的に少ない。**
- 持続可能な農業の実現に向け、有機農業を含む環境保全活動への支援の大幅な拡大が必要

環境保全を目的とした支払い制度：EU（2020年時点※1）と日本※2の予算額比較

国	農業環境 気候①	有機農業 ②	① + ②	(①+②各国予算) ÷ (日本予算26.5億円)
フランス	365.1(2.2)	175.9(1.1)	541(3.3)	20.4倍
ドイツ	681.3(4.2)	377.7(2.3)	1059(6.5)	40.0倍
スペイン	308.7(1.9)	163.3(1)	472(2.9)	17.8倍
英国	844.3(5.2)	19.9(0.1)	864.2(5.3)	32.6倍
日本※2			26.5	



表内の数字の単位は、億円 163円/€(2024年3月時点)を表し、()内の数字の単位は、億€を表す

※1: EUは、CAPの第二の柱の予算2014-2020年の単年平均を表す

注意:2023年~制度変更により現状の制度とは異なる

(出典:農林水産省.(2019). 海外における環境直接支払制度の現状~平成30年度環境保全型農業効果調査事業結果)

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/attach/pdf/itaku_30-2.pdf

※2: 日本の環境直接支払交付金(環境気候と有機農業への支援の両方を含む)平成5年度予算を表す

(出典:令和5年度予算概算決定額 https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r5kettei_pr62.pdf)

出典:農林水産省.(2019).

※3 留意事項（環境直接支払制度以外の環境保全に関する施策）

EU各国	すべての公的支援に対してクロスコンプライアンス（農家が実施すべき最低限の環境保全活動等の義務）が適用されているほか、追加の環境保全活動への支払いとしてグリーンング支払もあり、充実している。
日本	公的支援に対するクロスコンプライアンスは現状はほとんど0 多面的機能支払交付金・中山間支払交付金（令和5年度；747.5億円）の中に、環境保全を目的とした活動が一部含まれるものの、限定的#であり、環境配慮を伴わないほ場整備やU字溝化等、環境破壊につながる活動が多い現状が日本自然#多面的機能支払交付金に基づく生物多様性保全活動は、約3割の活動団体が実施するものの、実施面積はごく保護協会

(環境) 直接支払 見直し・拡大が今まさに注目

政治レベル

2024年5月の基本法改正時の今回審議
10月の衆議院選の1つの目玉

学会レベル

最新号(24年9月号) 農村計画学会にて特集

立憲民主党は7日、衆議院選の公約を発表した。政策の7本柱の一つに「地方と農林水産業の再興」を掲げ、農業を重視する姿勢を前面に打ち出した。「令和版国立農業公社」の

立憲民主党は7日、衆議院選の公約を発表した。政策の7本柱の一つに「地方と農林水産業の再興」を掲げ、農業を重視する姿勢を前面に打ち出した。「令和版国立農業公社」の

創設を念頭に就農支援対策の抜本見直しを掲げた他、農地の維持にに向けた新たな直接支払制度の創設を盛り込むなど、農業者と農地の確保に重点を置いた。公約では農業政策に

創設を念頭に就農支援対策の抜本見直しを掲げた他、農地の維持にに向けた新たな直接支払制度の創設を盛り込むなど、農業者と農地の確保に重点を置いた。公約では農業政策に

一つは、「食料安全保障の強化と(国土・自然環境の保全など農業が持つ)多面的機能の発揮を図ることを基本」とすると明記。食料自給率を50%に引き上げる目標を掲げた。

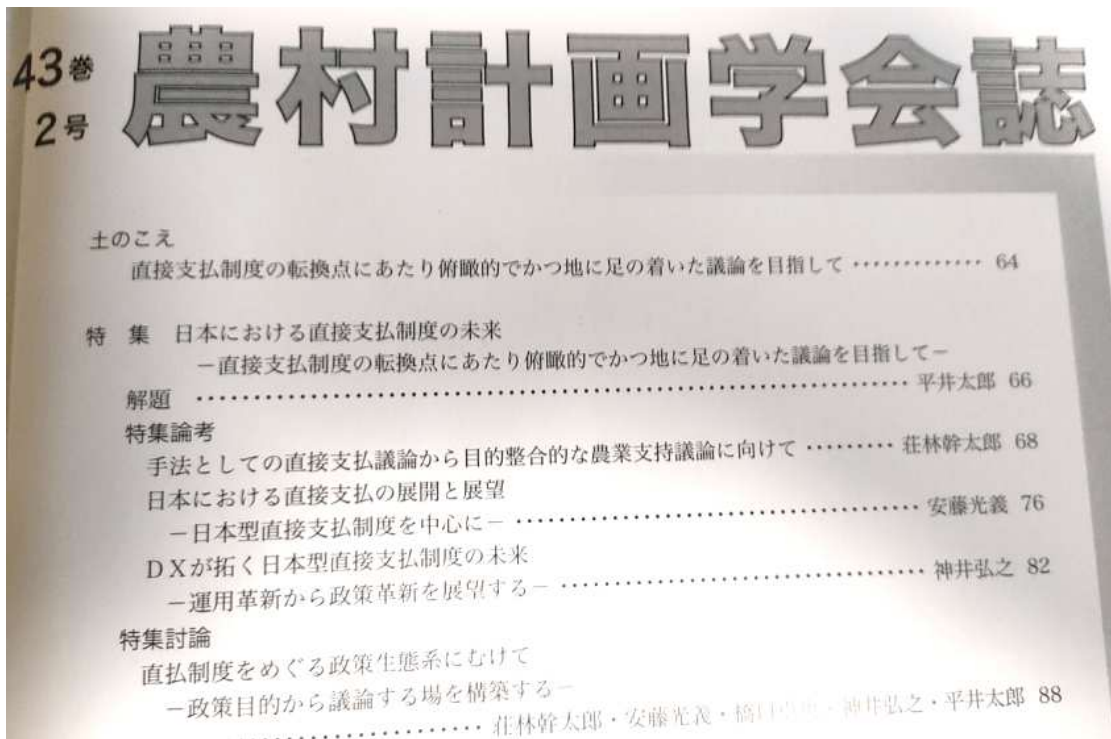
立憲民主党の 農業重視前面に 公社創設、農地直払いも

就農対策では、「都市部のサラリーマンが農業に転職しやすい仕組みをつくる」と野田佳彦代表が訴えた

立憲民主党の 農業関連の主な公約

- 新規就農支援策の抜本的見直し
→「令和版国立農業公社」を念頭に
- 農地に着目した直接支払制度の創設
- 各施策で一律に「規模拡大」を事業要件にせず
- 肥料や飼料、燃油など資材高騰対策の強化
- 規制改革推進会議や国家戦略特区諮問会議の廃止
- 環境に配慮した農業設備の導入や、営農型太陽光発電の普及へ、税制措置を創設

日本農業新聞1面 2024/10/8



- ・ 直接支払いの定義の見直し（日本の直払制度が複雑化・硬直化）
- ・ 何のための直払いなのか？国民へ示す必要（環境支払を明確に）
- ・ 直払いのあるべき姿を明確にする + 政治変革のタイミングにぶつける
～「政策の窓」が開くタイミングに準備をしておく～

(環境) 直接支払 見直し・拡大が今まさに注目

- ・4月～5月の国会審議で問題提起
(農家の所得補償＝環境保全など外部経済)
- ・10月以降～日本農業新聞の1面に連日掲載

2024年(令和6年)12月14日(土曜日)

日

農地維持の直払い提起

立民が議論着手 野党連携も視野

立憲民主党は13日、党の看板政策である農業者戸別所得補償制度に代わる、新たな直接支払制度の創設に向けた議論に乗り出した。生産基盤である農地を守るため、営農を条件に農業者に農地面積に応じた交付金を支払うのが柱。今後、既存の

直接支払制度の再編も念頭に、どのように具現化するか詰める。実現に向け、他の野党との連携も見据える。同日、農林水産部門(金子恵美部門長)と食料・農業・農村政策ワーキングチーム(WT、田名部匡代座長)の合同会合を開き、議

論に着手した。同党は先の衆院選公約で、「戸別所得補償制度をバージョンアップし、農地に着目した新たな直接支払制度」の創設を掲げた。旧民主党政権で導入された戸別所得補償制度は、米の作付面積に応じた交付金を支払う仕組み



インタビューに答える舟山氏(東京・永田町)

直払い与党に協議要求へ

国民・舟山氏 基本計画視野に

国民民主党の舟山廉一創設に向け、自民、公明両党に政策協議を求め、政府が3月に策定する次期食料・農業・農村基本計画への位置

付けや、2025年度当初予算案への関連経費の計上を要求する。当初予算案に賛成する条件の一つとして、食料安保基礎払いの創設に向けた「第一歩を踏み出していただかなければいけない」と明言した。一方、立憲民主党が掲げる直接支払いと「非常に似ている」とも述べ、野党間の協力も視野にあるとした。

食料安保基礎払いは、営農を要件に全ての農地に一律に交付金を支払う仕組み。制度設計はこれからで、まだ「根拠はない」としつつ、交付単価は10万円程度、財政負担は1兆円程度の規模感を想定。洪水防止機能など多面的機能を持つ農地を維持していくことが目的だ。財源は、既存の農業予算の組み換えではなく、「新たな財源を取ってくるべきだ」と強

調した。制度の法制化にも意欲を示した。国民民主党は、既存の直接支払制度の再編も提起している。「生産物多様性の維持など、多面的機能への支払い②有機農業など、環境負荷低減の取り組みへの支払い③中山間地などの支払い④飼料用米など、品目ごとの支払い」に再編し、各支払いの目的や理念を明確化するよう求めている。

舟山氏は次期食料・農業・農村基本計画で、「食料安保基礎払いの創設と既存の直接支払制度の再編を入れ込んでもらう」と述べた。(後日インタビュー詳細を掲載します)

基本法・基本計画の重要性【未来】

新たな基本理念【環境と調和のとれた食料システムの確立(3条)】 関連施策 令和5～9年度

令和5年12月27日決定

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化	<p>① 最低限削減すべき環境負荷低減の取組</p> <p>補助事業等における、最低限削減すべき環境負荷低減の取組の義務化(クロスコンプライアンス)</p> <p>① 試行的実施(6年度) ・最低限削減すべき環境負荷低減の取組内容を事業申請時にチェックシートで提出</p>		<p>② 本格実施(9年度目標) ・事業申請時のチェックシート提出に加え、実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化</p>
	<p><先進的な環境負荷低減の取組の支援></p> <p>先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みの構築</p>	<p>① 環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入(7年度)</p>	<p>② その上で、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行(9年度目標)</p>
	<p><食料システム全体での環境負荷低減の取組推進></p> <p>環境負荷低減の取組の「見える化」</p> <p>脱炭素の促進に向けたJ-クレジット等の活用</p>	<p>品目の拡大、生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用</p> <p>農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組の拡充、農業者を取りまとめるクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組推進</p>	
	<p>実需者との連携や消費者の理解醸成</p>	<p>食料システムとの関係者が企画する「まよの環プロジェクト」を通じた情報発信</p>	

R5年 クロスコンプライアンス試行

(補助金支援条件として環境負荷低減など義務づけ)

R9年 本格始動(全ての公的支援対象)

R5年 環境負荷低減の見える化検討

6 多面的機能の発揮

	令和5～6年度	令和7年度	令和8年度～
多面的機能の発揮	<p><中山間地域等直接支払></p> <p>農地保全やぐらしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みの構築</p>	<p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進</p>	
	<p><多面的機能支払交付金></p> <p>活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みの構築</p> <p>事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について検討</p>	<p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進【再掲】</p>	
	<p><多面的機能支払交付金・環境保全型農業直接支払交付金></p> <p>先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みの構築</p> <p>【再掲】</p>	<p>※次期対策開始(令和7年度～)</p> <p>① 環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入(7年度)</p>	<p>② その上で、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行(9年度目標)</p>

R6年 多面法3交付金の見直し

R7年 環直・多面的機能支払

有機農業・環境負荷の新たな仕組み

R9年 環境負荷低減の支援：みどり法に移管



今後3年間、農業環境政策の大きな改訂

= 生物多様性保全型に転換できるか？

大事な転換点、岐路

基本計画に目標や方針を明記すること重要



改正ポイント 目標・KPI設定、毎年PDCAで検証

改正のポイント⑥：改正基本法に基づく次期基本計画の策定

答申（R5.9 食料・農業・農村政策審議会）

- 平時からの食料安全保障を実現する観点から、**現状の把握、課題の明確化、具体的施策**、その施策の有効性を示す**KPIの設定**を行う。
- PDCAサイクルにより**施策の見直し、KPIの検証**を行うべきである。なお、環境保全等の持続可能性、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な指標や目標を検討する。
- 食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに**加え、新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標**を設定する。
- **定期的に現状を検証する仕組み**を設ける。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく 具体的な施策の内容、工程表 (R5.12 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

- **食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み**
 - ① 食料安全保障をめぐる**世界の情勢の分析**を行う。
 - ② 我が国の食料安全保障について、主たる項目ごとに、**現状分析、課題の明確化、具体的施策**、施策の評価のための**KPIの設定**を行う。
その際、食料自給率に加え、**食料安全保障上の様々な課題の性質に応じたKPIの設定**を行う。
 - ③ また、PDCAを回し、**施策の見直しやKPIの検証**を行う。
- **次期食料・農業・農村基本計画の策定（令和7年春頃）**

次期基本計画（令和6年度中）

- **食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAを回す新たな仕組みを導入する。**

- 【参考 改正食料・農業・農村基本法（下線部分は改正箇所）】
- 第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食料安全保障の動向に関する事項
 - 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
 - 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4～6 （略）
- 7 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 8～9 （略）

24

【参考資料2】食料・農業・農村基本法 改正のポイント
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/241002.html>

**環境負荷低減などの目標・KPIもすべて対象
生物多様性の目標が入るかどうか重要！**

食料・農業・農村基本計画 改訂に必要なこと

「食料・農業・農村基本計画」改定への提言

1. 基本計画において「環境への負荷」（第3条ほか）の例として、生物多様性の低下等を含むこと及び、関連する法制度における対策・改善を明記すること
2. 「環境と調和のとれた食料システムの確立」実現のため、基本計画には生物多様性保全の達成目標を設定すること。目標達成のために計画の見直しと改善を明記しておくこと
3. 施策の有効性を客観的に評価するため、農地の生物多様性のモニタリングと評価を実施する体制を整備すること
4. 環境直接支払い等、環境保全に貢献する農業への公的支援の予算を大幅に拡充すること
5. 補助金支援条件として環境負荷低減取組を義務づける際には、客観的な評価基準、チェック機能、罰則規定を設けること

公益財団法人 日本自然保護協会

藤田 卓

【提言2】 「環境と調和のとれた食料システムの確立」実現のため、基本計画には生物多様性保全の達成目標を設定すること。目標達成のために計画の見直しと改善を明記しておくこと

2023年5月29日基本法検証部会「中間取りまとめ」 基本計画に関する記述抜粋P43

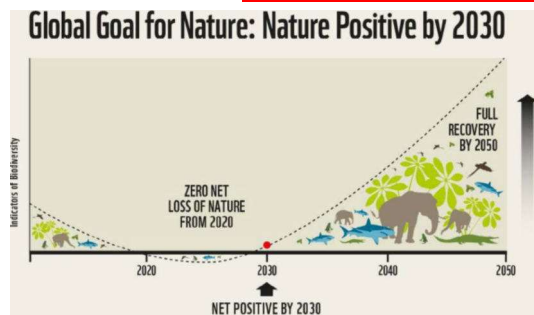
(3) 食料・農業・農村基本計画等の見直しの方向

① 食料・農業・農村基本計画

基本法において、食料安全保障を、平時から国民一人一人に食料を届けることと位置付けた上で、平時からの食料安全保障を実現する観点から、基本計画については、現状の把握、その分析による課題の明確化、課題解決のための具体的施策、その施策の有効性を示す KPI の設定を行うよう見直すべきである。また、適切なタイミング・手法により、PDCA サイクルにより施策の見直し、KPI の検証を行うべきである。なお、**環境保全等の持続可能性**や、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な**指標や目標を検討すべき**である。

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/attach/pdf/16siryo-9.pdf>

検証部会：基本計画において環境保全に関わる目標・指標を検討すべきと指摘



2022年の決議：生物多様性の国際目標

【昆明・モンテリオール生物多様性枠組】

2030年までに、生物多様性の損失を止め、回復させると整合性のある達成目標と指標KPIを設定すべき

例) 達成目標： 2030年までに農地の生物多様性（種数・個体数）の損失を止め・回復
行動指標KPI: 2030年までに環境直接支払予算を現状の〇〇倍にする（EU並みに）

【提言3】 施策の有効性を客観的に評価するため、農地の生物多様性のモニタリングと評価を実施する体制を整備すること

■ 日本全国レベルの農地の生物多様性の現状把握のモニタリング と課題

- ・ 「田んぼのいきもの調査」 (2001~2009年) →現在未実施
(基本法改正(1999年)→土地改良法改正(2001年)に対応、農水・環境省連携で実施)
- ・ 多面的機能支払交付金に基づく生物調査 全国3,477団体 (2017年度)
(地域の環境教育には貢献) →施策評価の活用なし
- ・ 各地域のいきもの調査 (地域レベルで実施) →全国評価の仕組みなし
- ・ モニタリングサイト1000里地調査 (環境省) 約350地点 →農地全体は把握できず

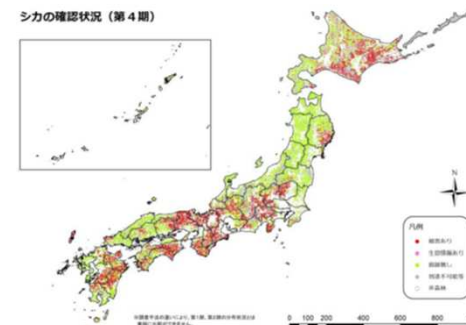


十分とはいえない状況

対応 (案)

- ・ 既存のモニタリング (モニ1000等) を、基本計画の評価指標として活用
- ・ 多面的機能支払交付金の調査を大幅改善して活用
- ・ EUのようなモニタリングシステムの構築、活用

(参考) 森林生態系多様性基礎調査
林野庁1999年~5年に1度実施 1.5万地点
・ スギの材積・シカの増加、ブナの減少
⇒森林計画などへ反映



参考：英国の農業環境政策の目標とモニタリングの事例

Environmental Improvement Plan 2023

<https://www.gov.uk/government/publications/environmental-improvement-plan/environmental-improvement-plan-2023-executive-summary>

環境改善計画目標 (一部抜粋)

生物豊富度

•2042年末までに、2022年の生物豊富度の数値を上回り、少なくとも2030年の数値の**10%増**を目指す

絶滅のおそれのある生物

•2042年末までに、2022年の英国のレッドリスト指数よりも良い指数を打ち出す

野生生物

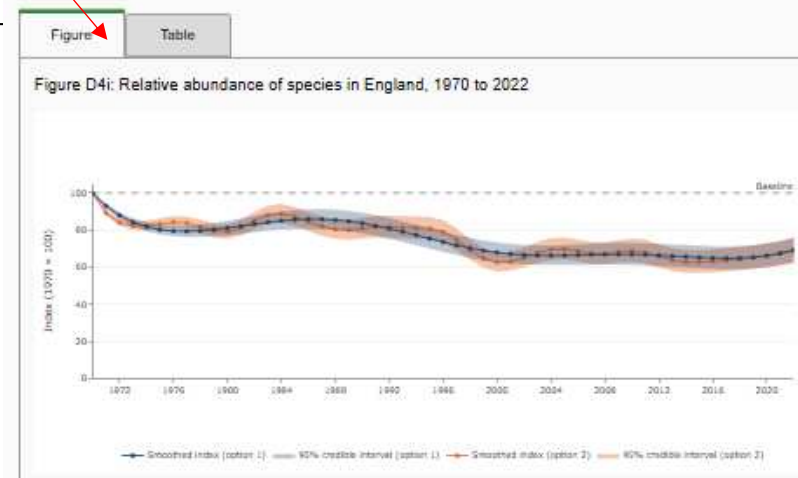
•2042年までに、2022年の野生生物の生息レベルを上回る数の生物のすみかとなる**50万ヘクタール**以上の生息地を、保護地域外の土地に復元、あるいは作り出す

樹木と森林

•2050年までに陸地面積を覆う森林を**14.5%**から**16.5%**に増加させる



- 各目標に対する、モニタリング方法、評価結果とデータを公開
- モニタリングは、政府だけでなくNGOなども協力して実施
- 農業分野のモニタリングの予算は400万ポンド/年 (=約8億円)



<https://oifdata.defra.gov.uk/themes/wildlife/D4/>

提案2 + 3 : 基本計画に下記の達成目標、指標を明記する

- ・ **達成目標 (案) : 2030年までに、農地における生物多様性の損失を止める**
 「2030年までに生物多様性の損失を止め回復させる」と整合 (2022年 CBDCOP15決議)
 他、行動目標も追加(例)多面支払 生態系保全の実施組織割合 2030年に5割)
- ・ **指標(案) :**
 JBO3(2021年時点)「損失」→JBO4(2028年予定)「横ばい」か「回復」
 既存のモニタリング (モニ1000里地) の指標も活用

既存の国レベルの評価があり、評価可能

生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書
 評価結果 (JBO3 ; 環境省2021年)

農地生態系における生物多様性の状態の評価

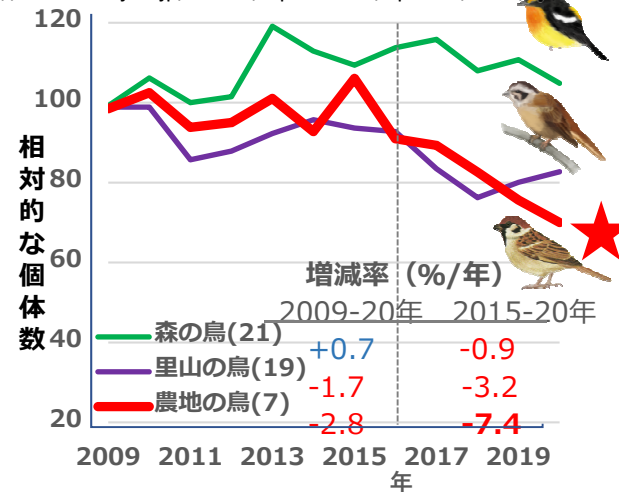
評価項目	長期的推移		評価時点での損失と傾向		
	過去50年~20年の間	過去20年~現在の間	JBO (2010)	JBO2 (2016)	JBO3 (2021)
農地生態系の規模・質	↓	↘	↘	↘	↘
農地生態系に生息・生息する種の個体数・分布	↘	↘	↘	↘	↘
農作物・家畜の多様性	↘	→	↘	↘	→

損失の大きさ			
弱い	中程度	強い	非常に強い
□	■	■	■
状態の傾向			
回復	横ばい	損失	急速な損失
↗	→	↘	↓

注：上の表で矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

モニタリングサイト1000里地調査2005-2022年度
 とりまとめ報告書 (環境省2024)

https://www.nacsj.or.jp/official/wp-content/uploads/2024/09/moni1000satoyama_2005_2022rep.pdf



鳥類、チョウ、植物3分類群:
 農地性の種が減少

食料・農業・農村基本計画 目次と主な記載内容

2024/12/18 企画部会(第115回)最新資料

目次

I 我が国の食料供給

1 国内の食料供給	2 生産資材の供給
(1) 土地利田型作物 ----- 4	(1) 肥料 ----- 26
① 米 ----- 5	(2) 農薬 ----- 27
② 麦 ----- 6	(3) 種苗 ----- 28
③ 大豆 ----- 7	(4) 飼料(再掲) ----- 29
④ 飼料 ----- 8	(5) 燃料・エネルギー ----- 30
⑤ そば ----- 9	(6) 動物用医薬品 ----- 31
(2) いも類	3 供給能力の確保
① かんしょ ----- 10	(1) 農業構造の転換
② ばれいしょ ----- 11	① 地域計画を核とする取組 ----- 32
(3) 甘味資源作物(砂糖)	② 共同利用施設の合理化 ----- 32
① てん菜 ----- 12	③ 農業生産基盤の整備・保全 ----- 33
② さとうきび ----- 12	④ 規模拡大や事業の多角化を行う ための経営基盤の強化 ----- 34
(4) 野菜 ----- 13	⑤ 大規模生産を持続的に 行うための雇用労働力の確保 ----- 35
(5) 果樹 ----- 15	⑥ 農作業安全 ----- 35
(6) 油脂類 ----- 17	⑦ 中長期的なセーフティネット対策 ----- 36
(7) 畜産物	(2) 生産性向上
① 牛肉 ----- 18	① 農業者の規模拡大に伴い 拡大する資金ニーズへの対応 ----- 37
② 豚肉 ----- 19	② スマート農業技術の開発・普及促進 ----- 38
③ 鶏肉 ----- 20	③ 農業分野等のスタートアップによる 技術開発・実装 ----- 39
④ 鶏卵 ----- 21	④ 品種開発 ----- 40
⑤ 生乳 ----- 22	⑤ GAP ----- 41
(8) 水産物 ----- 23	⑥ 動植物防疫 ----- 42
(9) 花き・地域特産作物	(3) 付加価値向上に向けた取組
① 花き ----- 24	① 知的財産 ----- 43
② 茶 ----- 25	4 輸入の安定化 ----- 44
③ 薬用作物 ----- 25	5 国際戦略 ----- 45

II 輸出の促進(海外からの収益の拡大)

1 農林水産物・食品の輸出の促進 ----- 47
2 食品産業の海外展開・インバウンドによる食関連消費の拡大 ----- 49
3 品種のグローバル展開 ----- 50

III 国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム

1 食品アクセスの確保 ----- 52
2 食品産業 ----- 53
3 合理的な価格形成 ----- 54
4 食品安全・消費者の信頼確保 ----- 55

IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

1 農業生産活動における環境負荷の低減 ----- 57
2 食品産業・消費における環境負荷の低減 ----- 60
3 多面的機能の発揮 ----- 61

V 農村の振興

1 多様な人材が関わる機会の創出 ----- 63
2 農村における所得と雇用機会の確保(経済面) ----- 64
3 農村に人が住み続けるための条件整備(生活面) ----- 65
4 地域の共同活動 ----- 66
5 鳥獣被害対策 ----- 67

VI 国民理解の醸成

1 食育の推進 ----- 70
2 食文化の保護・継承 ----- 71
3 農山漁村の魅力発信 ----- 72
4 消費者の行動変容 ----- 72

VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 DXの推進 ----- 74
2 団体間の相互連携等 ----- 75

1

1 国内の食料供給（1）土地利用型作物（米、麦、大豆、飼料、そば）

① 米

○ 消費

- ・ 食生活や意識の変化に対応し、食べ方や健康に関わる知識等の普及を図るとともに、パックご飯の生産拡大や中食・外食等ニーズへの対応など、新たな需要への供給力強化等を図ることが必要ではないか。
- ・ 引き続き、米粉製造施設の能力強化に向けた支援を行うとともに、その利用方法に関する情報発信等により、米粉の利用拡大を図ることが必要ではないか。

○ 輸出

- ・ 国内需要は引き続き減少が見込まれる中、認定品目団体を中心としたオールジャパンでのプロモーションや海外市場の求める品質、数量、価格等に対応できる産地の育成等の推進を通じて、コメ・コメ加工品の更なる海外需要の拡大を図っていくことが必要ではないか。
- ・ 特に、産地の育成においては、多収品種の導入や作期分散等の生産コストの低減に繋がる取組を推進することが必要ではないか。

○ 生産

- ・ 生産コストの低減を通じて農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、地域計画を活用した農地の集積・集約化や農地の大区画化等の基盤整備はもとより、生産コストの把握・低減に係る技術実証や人材育成等の総合的な取組や、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・普及やスマート農業技術の導入推進、適量施肥等による物材費低減の推進等を行うことが必要ではないか。
- ・ 米粉に適した品種の開発・普及等を行い、需要に見合った生産を図ることが必要ではないか。
- ・ 有機栽培について、技術の普及に向けた指導体制の構築や省力化・効率化に資する機械除草体系の確立・普及を進めるとともに、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図ることが必要ではないか。また、収量低下や**生物多様性保全に留意の上**、中干し期間の延長の取組推進や、その他のメタン削減技術の開発・利用を進めることが必要ではないか。
- ・ 将来にわたって安定運営できる水田政策を実現するため、**2027年度以降の水田政策の見直しの検討**や、米の備蓄のあり方の検討が必要ではないか。

○ 流通

- ・ 需要に応じた生産と販売を徹底し、経営の安定を図るため、米の需給に関するきめ細やかな情報発信に加え、**中食・外食を含む**実需者等のニーズを生産に反映するための事前契約の推進のための取組を通じて、播種前契約や複数年契約への転換を進めていくことが必要ではないか。

- ・ 【資料2】基本計画の策定に向けた検討の視点(これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理) P5
- ・ <https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/attach/pdf/241218-8.pdf>

水田の中干の際の配慮として生物多様性が記載

1 農業生産活動における環境負荷の低減

農業生産活動における環境負荷の低減

① 気候変動対策の推進

- ・ 農林水産省地球温暖化対策計画に基づき、農業機械の電化やハイブリッド型園芸施設への移行、農地や畜産に由来する温室効果ガス排出削減、農地土壌炭素貯留等をJ-クレジット制度等も活用しつつ、着実に進めることが必要ではないか。
- ・ 農業機械については、自動操舵システムや電動草刈機等の導入支援を図るとともに、小型農機の電化機種への拡大に向けた技術開発・実証や、大型農機での電化・水素化技術の利用拡大等に向けて、他産業で開発・実用化された技術の応用検討を推進することが必要ではないか。
- ・ 園芸施設については、省エネ機器・省エネ型施設の導入支援に加え、ハイブリッド型施設モデルの作成、優良事例の横展開等を行うとともに、ゼロエミッション型園芸施設実現に向けた技術開発・実証が必要ではないか。
- ・ 水稲栽培の中干し期間の延長、土壌診断や局所施肥等を通じた過剰施肥の抑制、家畜排せつ物の管理方法の変更や温室効果ガスの排出量を抑制する飼料などの開発・利用等を進めることで農地や畜産に由来する温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、堆肥や緑肥、バイオ炭の施用等の土づくりを推進して土壌炭素貯留を進めることが必要でないか。
- ・ 気候変動による被害を回避・軽減するため、農林水産省気候変動適応計画に基づき、生産安定技術や高温耐性品種の開発、品種や品目の転換を含めた対応技術の開発・普及等が必要ではないか。
- ・ 国際環境交渉では、みどりの食料システム戦略をアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして提唱し、ルールメイキングに参画するとともに、日ASEANみどり協力プランの下で二国間クレジット制度等による協力を推進することが必要ではないか。

② 化学農薬・化学肥料等の使用量低減

- ・ 化学農薬については、総合防除体系や農薬使用を低減させるスマート農業技術等の産地導入支援、総合防除の普及、有機農業の面的拡大、化学農薬の使用量低減技術や病害虫抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進することが必要ではないか。
- ・ 肥料の過剰施肥は、温室効果ガス排出や窒素の流出につながることから、適正施肥を進めるとともに、化学肥料については、土壌や作物などのデータを活用したスマート施肥システム等による施肥の効率化や、国内資源を利用した堆肥化・ペレット化施設の整備や関係者間のマッチング機会を増やす取組、化学肥料低減に資するスマート農業技術の開発・普及等を推進することが必要ではないか。
- ・ 農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性保全を重視した農業や技術開発を進めるとともに、国際環境交渉では、みどりの食料システム戦略をアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして提唱し、ルールメイキングに参画することが必要ではないか。
- ・ プラスチックごみによる汚染を防止するため、廃プラスチックの適正処理体制の強化、生分解性プラスチック資材やプラスチック代替資材の利用拡大、プラスチック被覆肥料の代替技術の開発・普及等を推進することが必要ではないか。

・【資料2】基本計画の策定に向けた検討の視点(これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理) P57
・<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/attach/pdf/241218-8.pdf>

気候変動対策、化学農薬・肥料の低減（有機農業なども）が項目とされ
様々な対策が記載されるが、
生物多様性はその中に埋もれるように1か所だけ記載

今後の基本計画策定の予定？

1月上旬	116回	基本計画骨子案
1月中下旬	117回	基本計画文案？か
・		
2月中		パブコメ？
3月末	最終回	基本計画決定

**今後の動きに注目いただき
パブコメでぜひ多くの意見を提示いただくことが重要**

過去の資料はすべてHPにて閲覧可能

食料・農業・農村政策審議会 企画部会

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/index.html>

農林水産省 English ことばページ サイトマップ 文字サイズ 標準

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省

ホーム > 審議会 > 食料・農業・農村政策審議会 > 企画部会及び関連小委員会一覧 > 企画部会

企画部会

平成19年9月以降開催分（平成19年7月、施策部会と統合後）

第115回	(令和6年12月18日)		議事概要(PDF: 345KB)	配布資料
第114回	(令和6年12月4日)		議事概要(PDF: 451KB)	配布資料
第113回	(令和6年11月20日)	議事録(PDF: 694KB)	議事概要(PDF: 389KB)	配布資料
第112回	(令和6年11月6日)	議事録(PDF: 641KB)	議事概要(PDF: 371KB)	配布資料
第111回	(令和6年10月16日)	議事録(PDF: 554KB)	議事概要(PDF: 352KB)	配布資料
第110回	(令和6年10月2日)	議事録(PDF: 527KB)		配布資料

民間・NGOが果たす役割

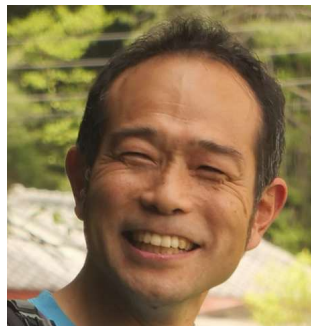
農業環境政策の国際シンポでの会話

約5年前、農業政策はほとんど何も知らなかった私

EU：環境保全へ貢献する農業への公的な支援・予算が**大きい**

日本： // **小さい**

どうしたらよいか？ と研究者に聞いてみた



私

EUでは農地の環境保全型農業への支援がすすみ
日本では進まないのか？

NGOのロビー活動が大きな力になっている
君たち 日本のNGOガンバッテクダサイ！



ドイツの
農業環境政策の研究者
日本の研究者



え？私が？？？

日本のNGOがもっとがんばらないといけない

農業環境政策の先進地 英国からの学び

EU: 環境保全を目的とした環境直接支払予算額は日本の**17.8-40倍**

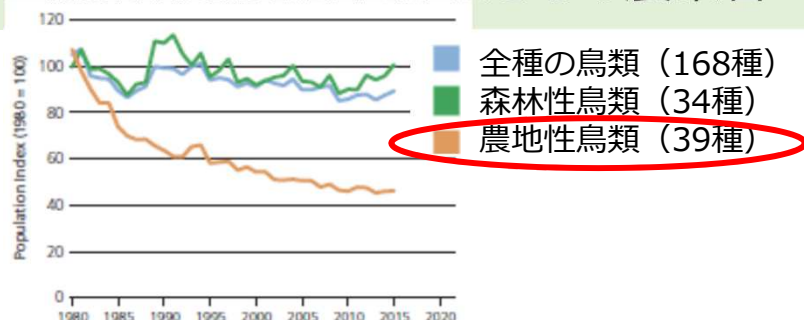
英国: EU離脱後の英国の農政の方針「公的資金は公共財へ」

農政・財政支援は**環境保全**に絞り、特に**生物多様性保全**が主要な目的 (和泉2019)



環境団体など多数の民間団体の成果

- ✓全国の生物多様性モニタリングによる危機の把握・普及
- ✓農業環境政策への提言、ロビー活動
- ✓関係者との意見交換の場の設定、意見集約
- ✓先進的な農業と保全の両立を目指した実証実験
- ✓認証制度の運営
- ✓農業環境支払申請のための農業者への支援



EUの鳥類の生息地別の個体群指数の経年変化

市民モニタリングの結果、**農地の鳥類の急速な減少**が判明、
⇒農業環境政策の強化に繋がった



HOPEファーム

王立鳥類保全協会(NGO)所有の実験農場
環境保全 + 黒字の農業経営を実践

持続可能な農業の実現に向けて、日本の民間団体の活動が不可欠

農業環境政策 日本とEUの比較

(西澤2022)

第3表 環境政策統合：日本とEUの比較

	日本	EU
法律の規定	環境基本法に一定の規定あり	基本条約に環境統合原則を明記
環境基本計画/環境行動計画	「経済・社会・環境の統合」	環境政策統合を明記
農業部門の法と計画	多面的機能，環境配慮に言及	CAPの目的に環境保全を明記
評価と報告	制度化されている	制度化されている
組織手法と手続き手法	農業と環境は別部局，政策事前評価あり	農業と環境は別部局，政策事前評価あり
政治のリーダーシップ	農業環境政策では見られず	一定のリーダーシップ
農業政策ネットワーク	環境団体がアクセスできない	欧州議会，環境団体の存在
環境意識・農業の環境影響	高くない・悪影響の認識少ない	高い・悪影響の認識が普及
アウトプット	農業環境政策は marginal	農業環境政策はCAPで重要な位置付け
アウトカム	政策の貢献度は低い	政策の貢献度は低い

- ・ **環境団体（有機農業団体）へ協力が依頼されるぐらい活動や貢献が必要**
- ・ **国民の理解が不可欠**

NGOが果たす役割

英国：農業環境政策へ環境団体など民間団体の役割（和泉2019）

- ✓ 全国の生物多様性モニタリングによる危機の把握・普及
- ✓ 農業環境政策への提言、ロビー活動
- ✓ 関係者との意見交換の場の設定、意見集約
- ✓ 先進的な農業と保全の両立を目指した実証実験
- ✓ 認証制度の運営
- ✓ 農業環境支払申請のための農業者への支援

ドイツの研究者にガンバッテクダサイ！と言われた後の軌跡を
ちょっとだけ紹介



日本でも同様の取り組みを
みなさんとともに

ロビー活動と成果 2020年～

【課題】

- ・ 主要な自然保護NGOが、農水省に提言を出す、議員への働きかけなどのロビー活動はほとんどなかった？
- ・ 農業分野は大規模なロビー活動→**環境保全の意見は国の農政で重視されず**

理由

- ・ 農業は生業に関わるから難しい
- ・ 開発 = 生態系破壊への運動（従来型）とは違う
- ・ 農業制度が複雑



2021年より、オリザネット、ラムネット
野鳥の会、WWFなどと協力してロビー活動実施

- ・ 2020年 食料農業農村基本計画への提言
- ・ 2022年 多面的機能支払交付金 提言
- ・ 2022年～2023年 みどり戦略・法律への提言

**成果 => 生物多様性保全活動が支援対象として追加、付帯決議
(国会議員に質問いただき、追加修正された)**

- ・ 2023年～2024年 食料・農業・農村基本法改正への提言

**成果 => 生物多様性の位置づけが付帯決議、答弁で確認
多面法見直し？クロスコンプライアンス全面実施？**

- ・ 2024年 食料・農業・農村基本法基本計画への提言

関係者との意見交換の場の設定、意見集約

【課題】

- ・農業政策は予算額（2.5兆円/年）も大きく、農地の生物多様性へ与える影響が大きい、環境保全に貢献できうる制度があるにも関わらず、環境・生物多様性分野の皆さんに知られていない現状



**シンポジウム開催、パブコメなど意見提出の呼びかけ、
生物多様性分野の方々との意見交換や意見提示の場を創出**

シンポジウム開催

- 2020年1月 生物多様性重視した農業政策を求めるつどい @法政大
- 2023年1月 「農業基本法改正と多面的機能を考える集い」 @法政大
- 2023年7月 「生物多様性と食料・農業・農村基本法」意見交換会 @オンライン
- 2024年10月 食料・農業・農村基本計画改定に向けた意見交換会 @浜松町

パブコメ案内

2022年5月,7月みどり法パブコメ

→**成果：生物多様性保全活動が支援対象として追加**

2023年7月 基本法見直しへのパブコメ案内

食料・農業・農村基本計画改定に向けた意見交換会

2024年10月3日(木)13:00~15:30 @第4回オーガニックカンファレンス

主催:日本オーガニック会議/環境と農業を考える会



約60名以上参加 立ち見も



2024年(令和6年)10月4日(金曜日)

日本オーガニック会議と環境と農業を考える会は3日、来年3月の食料・農業・農村基本計画改定に向け、農水省との意見交換会を東京都内で開いた。生物多様性保全に関する方針や目標を計画に明記すべきだとの訴えに対し、同省は、生物多様性には地域差があり、一律の目標を掲げるのは困難などと答え、環境と農業に関するNPO法人など計14団体が、同省と意見を交換を示した。

生物多様性目標明記を 農業・環境の民間団体 農水省と意見交換

2024/10/4日本農業新聞

有機農業団体と協働で、意見交換会を開催

26団体、17名の個人から、149項目の提言を収集・集約、農水省へ提出

農水担当：生物多様性の目標設定：**検討したいが**、今回は難しいと感じる。

有機農業団体： 目標設定とPDCAサイクルを作る、官民連携で策定

食料・農業・農村基本計画改定に向けた意見交換会 プログラム

※敬称略

開会

趣旨説明・意見収集の結果共有

徳江倫明・藤田卓（環境と農業を考える会/OCJ実行委員）

基本法改正後のポイント解説

梅下幸弘（農林水産省 大臣官房政策課 参事官）

【環境分野】

提言発表 7団体

農林水産省による意見へのコメント 及び 意見交換

佐藤夏人（農林水産省大臣官房 環境バイオマス政策課 課長）

【農業分野】

提言発表 7団体

農林水産省による意見へのコメント 及び 意見交換

鈴木 彩（農林水産省農産局 農業環境対策課 有機農業推進班 課長補佐）

日本オーガニック会議が果たせる役割

井村辰二郎・星野智子・藤田卓（環境と農業を考える会/OCJ実行委員）

閉会



環境分野：発表テーマと主な意見

テーマ	発表者、発表団体
①環境負荷の中に生物多様性低下を明示し 対策へつなげる	斉藤光明 (特非) オリザネット 金井裕 (特非) ラムサール・ネットワーク日本
②施策評価のための生物多様性の目標設定・ 計画の見直しを明記する	久保優 (公財) 世界自然保護基金ジャパン 田尻浩伸 (公財) 日本野鳥の会
③モニタリング体制を構築する	多賀洋輝 (株) バイオーム 藤田卓 (公財) 日本自然保護協会
④環境保全に貢献する公的支援を大幅に拡大する	池上甲一 (特非) 西日本アグロエコロジー協会

意見交換 ●：発表者/会場 ◆：農林水産省

- 基本計画に『環境負荷低減』を入れるとのことだが、環境負荷の内容を具体的に書けるか。
- ◆基本計画は具体的なことを書くものではないが、『生物多様性に影響』程度は書く。
- 環境負荷を低減する取組みは把握されつつあり。その普及と取組への公的支援を検討すべき
- ◆生物多様性の目標設定：気候変動に比べると生物多様性の指標は、地域性もあり難しい。検討したいが、今回は難しいと感じる。実装のための効率性・実現性の検討が必要。
- 実装の課題はその通り。解決策は、①「目標・指標設定の検討」を基本計画に明記する
②民間の生物データ蓄積、モニ1000里地など既存の評価手法の活用、多面支払交付金のモニタリング（全国3477団体/年間）の改良。官民で一緒に考えたい。
- 目標設定とPDCA：食糧安全保障以外の事項の目標・PDCAを基本計画に記載するか。
- ◆その予定。食料・農業・農村に関する全項目で検討する。

多面的機能支払交付金で生態系保全活動を増やすにはどうしたらよいか？研究事例（藤田ら2024）

【背景】

- 多面的機能支払交付金 生物多様性保全に貢献しうる約1000億円/年の交付金。「景観形成活動」が多数を占めるが「生態系保全活動」は非常に少ない
- 景観形成以外の活動を増やすには専門的な知識の提供が必要（農水省2021）
→どのような活動組織が生態系保全活動に取り組んでいるのか解析した

【研究概要】

- 多面的機能支払交付金報告書(2019年)約2万6千組織の活動と属性の関係を解析
- 自治会・学校・NPO等 **農業者以外の団体/個人**が参加した活動組織の方が**生態系保全活動の実施率が高く、NPOの参加が最も効果が高い**（他の活動項目も同様:P18）
- 生態系保全活動の実施に与える県の効果の上位3県： 栃木・滋賀・神奈川(P19)
← **栃木・滋賀の県独自の制度が原因**の1つ
 - **生態系保全テーマの活動（調査/外来種対策/保全）義務化（栃木・滋賀）**
 - **専門家派遣アドバイザー制度や研修（栃木）**

農地における生物多様性保全に取り組む活動組織の特徴

多面的機能支払交付金の全国データを用いた分析から

Characteristics of Action Groups Engaged in Biodiversity Conservation Activities on Agricultural Land in Japan
Quantitative Analysis Using National-level Data on Multifunctional Payment

藤田 卓^{1*} 篠田 悠心² 西澤 栄一郎³ 黒川 哲治⁴ 市田 知子⁵ 矢部 光保⁶
Taku FUJITA^{1*} Yushin SHINODA² Eiichiro NISHIZAWA³ Tetsuji KUROKAWA⁴ Tomoko ICHIDA⁵
Mitsuru YABE⁶

多面法の法改正への提言に活用

- 生物多様性の専門家の参加促進
- 専門家派遣のためのマッチングの推進

【参考】ロジットモデル解析結果(1)参加者/団体の参加のみ抜粋

従属変数 #1 (活動項目の略称)	説明変数 (参加者/団体) #2													
	切片	農業者/団体			農業者以外個人/団体									
		農事組合 法人	営農組合	その他の 農業者 団体	農業 者以 外個 人	自治 会	女性 会	子供 会	土地 改良 区	JA	学校 PTA	NPO	その 他の 農業 者以 外 団体	
生態系保全活動	-4.93 *	-	-	-0.29 *	0.48 *	-	0.12	-	0.24	0.39 *	0.55 *	0.36 *		
生物調査	-3.79 *	0.15 *	-	-0.40 *	0.28 *	0.13 *	0.68 *	0.25 *	-	-0.85 *	0.88 *	0.28 *		
外来種駆除	-5.97 *	-0.12	-0.14	0.19 *	0.47 *	0.14 *	-	-0.12	0.24 *	0.18 *	-	0.35 *		
水質調査	-5.40 *	-0.14	-	-	0.53 *	0.40 *	-0.42 *	0.28 *	-	-0.20 *	-	-		
土砂流出対策	-5.69 *	-0.34	-	-	0.45 *	0.35 *	-	-	-	-0.61 *	-	-		
水質他	-5.39 *	-	-0.25 *	0.34 *	0.46 *	-	-0.17 *	0.22	0.23 *	-0.55	0.23 *	-		
景観植栽	-0.97 *	-0.16 *	-	-0.1	0.76 *	0.68 *	0.26 *	0.36 *	-	0.15	0.13 *	0.57 *		
景観施設	-1.58 *	-	-	-	0.50 *	0.50 *	0.10 *	0.27 *	0.32 *	-0.22 *	-0.28	0.25 *		
景観他	-3.00 *	-	-	0.1	0.37 *	0.33 *	0.18 *	0.12 *	-	-0.36 *	-	0.29 *		
水田貯留	-4.66 *	0.61 *	-	-	0.25	0.23	-	0.55 *	-	-0.46 *	-	-		
水田涵養	-7.60 *	-	-	-	0.59 *	-	-	-	-	-	-	0.55 *		
地域資源活用	-6.47 *	-	-	-	-0.78 *	-	-	-0.49 *	0.89 *	0.45 *	0.96 *	0.30 *		
遊休農地活用	-4.61 *	-	-	-	-0.31 *	0.12	-0.24 *	-0.1	-	-0.46 *	0.88 *	0.30 *		
共同活動強化	-4.36 *	-	0.13 *	0.09 *	0.65 *	0.40 *	0.16 *	-0.24 *	-	-	-	0.13 *		
住民直営施工	-5.68 *	-	0.24 *	-	0.49 *	0.21 *	-	-	-	-0.22 *	-	0.45 *		
防災減災強化	-4.72 *	0.20 *	0.24 *	0.11	0.58 *	-	-0.18 *	0.27 *	0.17 *	-	-	0.25 *		
農村環境の展開	-3.54 *	-	-0.12 *	-0.1	0.39 *	0.39 *	-	-0.39 *	0.33 *	-0.39 *	0.40 *	0.23 *		
医療福祉連携	-5.96 *	-	0.60 *	-	-	-	-	-	-	-	1.71 *	0.77 *		
農村文化伝承	-5.63 *	0.22 *	0.19 *	0.16 *	0.70 *	0.25 *	0.09	0.34 *	0.34 *	-0.57 *	0.49 *	0.49 *		
増進他	-7.16 *	0.47	-	-	-	-	-	-	-	-0.70 *	1.39 *	0.42		
広報活動	-3.51 *	-	0.13 *	-	-0.59 *	0.23 *	-	-0.41 *	0.24 *	0.18 *	0.35 *	0.82 *	0.33 *	
農地補修	-1.94 *	0.12 *	0.12 *	-	0.49 *	0.41 *	-	0.19 *	-	-	0.10 *	-	0.40 *	
水路補修	-1.47 *	-	0.09	0.07	0.52 *	0.50 *	-	0.24 *	-	-0.1	0.11 *	-	0.40 *	
農道補修	-1.65 *	-	-	-	0.44 *	0.43 *	-	0.25 *	-	-	0.21 *	-	0.40 *	
ため池補修	-4.61 *	0.19 *	0.19 *	0.20 *	0.29 *	0.28 *	-	0.15 *	0.15 *	-	0.40 *	-	0.31 *	

■多くの活動項目で
選択された参加者/団体

■各活動項目内で、回帰係
数大きい参加者/団体
=NPO、農業者以外個人

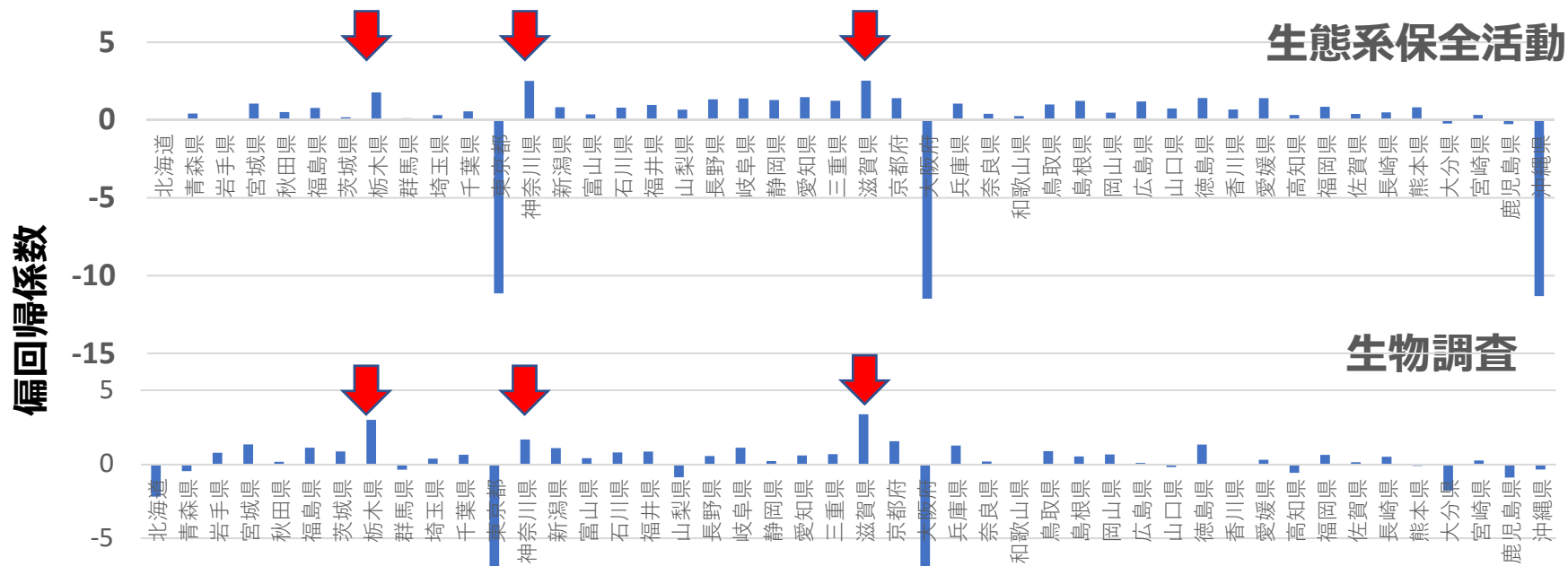
→多くの活動項目の実施
[農業者以外の個人/団体]
の参加が重要

生態系保全活動・生物調査
NPOの参加が最も重要

藤田卓, 篠田悠心, 西澤栄一郎, 黒川哲治, 市田知子, & 矢部光保. (2024). 農地における生物多様性保全に取り組む活動組織の特徴. 農村計画学会論文集, 4(1), 57-66.



【参考】ロジットモデル解析結果(2) ～生物多様性保全活動の実施率に対する都道府県の偏回帰係数～



上位3つの都道府県： 神奈川、栃木、滋賀

組織数 26 438 544

都道府県独自の制度 **なし** **あり**

組織数が極端に少ない

- ・ **生態系保全**（生態系保全活動、生物調査、外来種駆除）の**義務化**
- ・ アドバイザー制度（栃木のみ）

都道府県独自の制度が生態系保全活動、生物調査を促進した可能性

里山の生きものと生息環境を守る

NACSIJ 3つの活動成果

1. 研究



- 里山の生物の減少要因と有効な保全策解明のための研究
- 農地の生態系保全活動の推進
→NPO専門家の参加が重要
(農水省2万件大規模データ解析)

2. 政策提言



- 生物多様性に貢献する農業への転換に向けた政策提言・シンポジウム開催
(25年ぶり農政の憲法、農業基本法改正→**持続可能な農業へ転換のチャンス**)

3. 現場の保全



撮影：与名正三氏



- 里山生態系の頂点「サシバ」の生息環境の再生（横須賀市など）
- 「国際サシバサミット」開催：繁殖地（日本）越冬地（台湾・フィリピン）の自治体とNGOの連携

里山のいきものを守るため、これらの活動を加速させていく必要

日本自然保護協会

ご支援のお願い

里山の生きものと、 その生息環境を守る

「めだかの学校、ホタルの光」——
童謡でも親しまれた里山の生きものたちが、
今、急速に姿を消しつつあります。



事業の詳細はこちら

【ご寄付の返礼品】

5千円以上: A

1万円以上: B※+A

3万円以上: C+A

※エコバックは1人1個まで。在庫切れの際はご容赦ください。

目標金額:400万円 キャンペーン期間:2025年6月末まで

A. かえるのピクルス×NACS-J
オリジナルステッカーセット



B. かえるのピクルス「アース&ピクルス」
ぬいぐるみエコバッグ



C. 健一自然農園
自然栽培お茶ギフトセット



かえるのピクルスは株式会社ナカジマコーポレーションのキャラクターです。©1994 NAKAJIMA CORPORATION

美しい里山と生きものを守るために皆さまの温かいご支援をよろしくお願いたします。日本自然保護協会

日本自然保護協会(NACS-J)

自然のちからで、明日をひらく
1951年に創立、日本で最も歴史のある自然保護団体



調べる

守る



広める

- 会費と寄付が頼りの民間団体
- 是非ご支援を

